

介護予防・日常生活支援総合事業

理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士による 支援マニュアル



公益社団法人 福岡県理学療法士会
公益社団法人 福岡県作業療法協会
一般社団法人 福岡県言語聴覚士会

目次

第1章	はじめに	p1
	1.パンフレット作成の目的	
	2.介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)	
第2章	リハビリテーション専門職の役割	p2
	1.理学療法士(PT)による支援	
	2.作業療法士(OT)による支援	
	3.言語聴覚士(ST)による支援	
第3章	福岡県介護予防支援事業	p7

第1章 はじめに

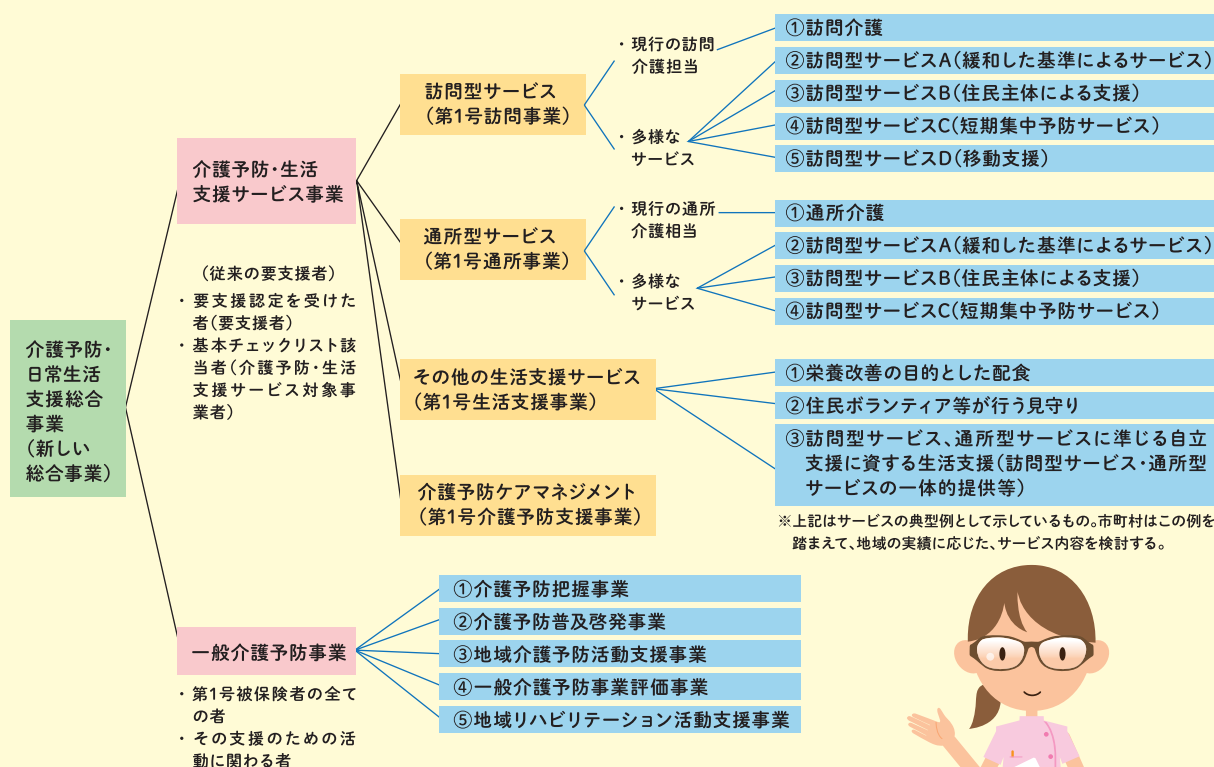
1. パンフレット作成の目的

このパンフレットは、福岡県が作成した「住民主体による介護予防推進の手引き」をもとに、リハビリテーション専門職が行う支援についてまとめたものです。「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)」に関わる理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が支援を行うにあたって、それぞれの役割が共通理解され、各市町村で行われる事業において効果的かつ円滑に進められることを推進するものになります。

2. 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスが充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。その中で、リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援することを求められています。

【介護予防・日常生活支援総合事業の構成】



1. 理学療法士(PT)による支援

対 象

- ・ 筋力や体力が落ちた一般の住民の方
- ・ 障がいや疾病を有し地域で生活している方

内 容

体操教室や講座の開催など、運動指導や生活指導に取り組みます。
一人ひとりに評価を行い、それに応じたアドバイスをして、健康寿命を高めるお手伝いをします。また、その人らしい「活動・参加の拡大」の支援を行います。

『アセスメント』

「筋力」「バランス」「歩行能力」などの体力低下をきたした方や、「ロコモティブシンドローム」「フレイル」など何らかの対策を取らないと介護が必要な状態へと陥ってしまう可能性が高くなる方に、専門的な体力測定をもとに、個々に応じた運動指導やアドバイスを行います。

<例>

★「バランス」

- ⇒ バランスは、60歳代で20歳代の30%まで低下します。
バランス評価を行い、バランス向上の体操を指導します。

★「ロコモティブシンドローム」

- ⇒ 筋肉や骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器の障害によって移動機能の低下をきたして、要介護になったり、要介護になる危険の高い状態になったりします。それに対する運動指導やアドバイスを行います。

『プログラム立案』

【個人向け】

体力測定をもとに、個別に合った運動指導やアドバイスまで行います。

例えば、筋力評価を行い、その人の筋力に合わせて、座ってやる体操や立ってやる体操などを指導します。

【団体向け】

体力測定をもとに、皆さんで簡単にできる体操の指導やアドバイスを行います。

集団で行う転倒予防は、効果があると結果がでています。

皆さんと一緒にできる体操の指導やアドバイスを行います。



『講師・アドバイザー派遣』

【個人向け】

ご自宅まで伺い、家での運動指導や生活指導やアドバイス、環境整備のアドバイスなどを提案します。

【事業所スタッフ向け】

通所介護事業所などに、評価の仕方や体操の提案や、それに応じたアドバイス法などをご提示いたします。



【住民団体向け】

テーマ	内容
介護予防 (講話・体操)	要介護の状態とならないように予防方法について一緒に考え、そのための運動を行います。
転倒予防 (講話・体操)	転倒により介護保険のお世話になる方は多く、歩くことや転倒について学び、転倒しにくい工夫を一緒に学び、転倒しにくい体を作る運動を行います。
体力測定会 (講話・体操)	現在のご自身の体力を測定し、それに対してフィードバックし、健康年齢の延伸を図り、今後の活動に備えます。
認知症予防 (講話・体操)	有酸素運動は、脳の活動活発化する一つの方法です。一緒に認知症について学び、認知症予防の体操を行います。
腰痛予防 (講話・体操)	2本足で歩くことにより、腰痛は宿命となりました。腰痛の原因と対処方法について一緒に学び、その運動を行います。

テーマごとに講師を派遣し、講座を開催します。
また、ボランティア養成研修なども行います。

2. 作業療法士(OT)による支援

対象

- ・筋力や体力、認知機能、気分や意欲の低下により、楽しみや生活動作に支障が生じてしまった方
- ・退職や家族構成の変化により自由な時間が増え、不活発な生活リズムに陥ってしまった方
- ・以上について不安を感じていらっしゃる方

内容

充実感やメリハリのある自立した生活を支援したり、地域の「自助」「互助」を高めるため、新たな活動や役割、動作方法の獲得をお手伝いするほか、福祉用具などの便利な道具を提案します。

『アセスメント』

「ADL」や「IADL」などの生活状況および、それらを支える「興味や関心の広がり」、「身体や認知機能」、「意欲や気分」について聴取したり、「今後改善しそうなもの」、「低下の危険性があるもの」を提示したり、個人の目標設定のお手伝いをします。

『プログラム立案』

【個人向け】

自立した生活をするための動作方法や自助具、福祉用具などの提案、達成可能な個人目標の設定のお手伝いをします。

【団体向け】

住民主体の通いの場が活性化するようなプログラムをご提案します。

『講師・アドバイザー派遣』

【個人向け】

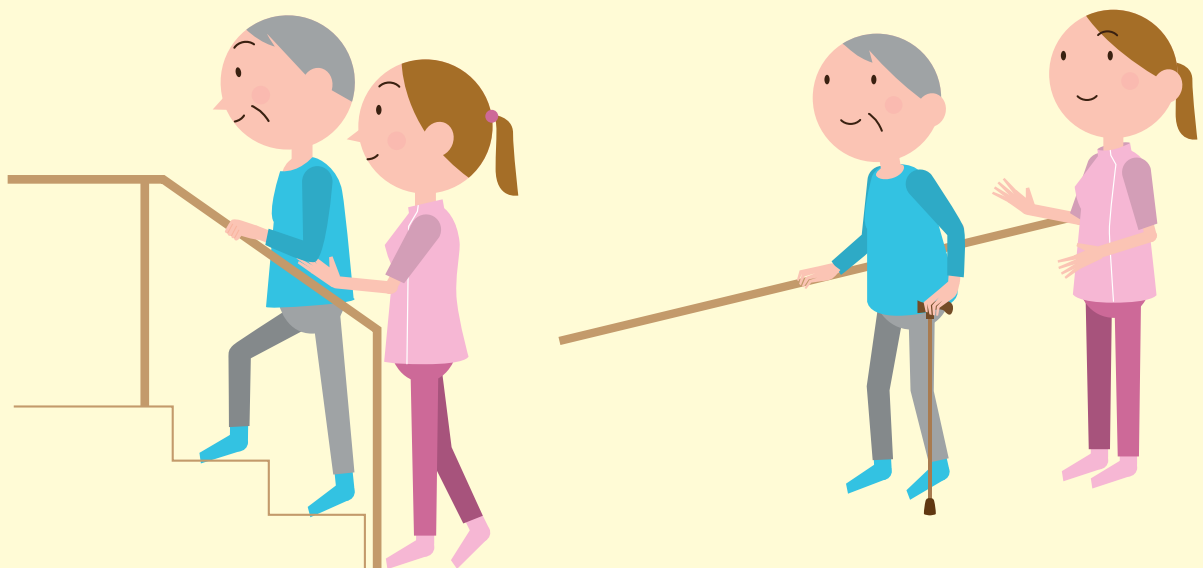
ご自宅を訪問し、動作方法や環境整備、自助具、および1日の過ごし方のご提案をします。

【事業所スタッフ向け】

リハビリテーション専門職がない(小規模の)デイサービスにて、評価の仕方やプログラムの立案などをお手伝いします。また、要支援者への自立支援の考え方や、健康増進と自立支援の考えに基づいたお手伝いの方法をお伝えします。車椅子を用いた介助方法、杖の使用ポイントなどもお伝えします。

【住民団体向け】

「社会参加の重要性」、「認知症予防」、「生活の中での転倒予防」、「自立支援について」、「日々の家事や日課や仕事が必要な理由」など、テーマ毎に講師を派遣し、講座を開催します。また、運動を継続するための動機づけとしてお伺いすることやボランティア養成研修などにもお伺いすることがあります。



3. 言語聴覚士(ST)による支援

対 象

- ・ 言語・認知・聴覚及び摂食嚥下等の機能低下により、コミュニケーション(聴く・話す・食べる・考える・楽しむ)に支障を来す可能性がある方
- ・ コミュニケーションに障害を有し地域で生活している方、及びその支援者となる方

内 容

自立した生活が送れるよう、助言や指導を行います。また、地域の中で介護予防や、障害に関する理解を深める活動や支援方法の提案を行います。

『アセスメント』

「聞く」、「話す」、「認知」、「飲み込み」などコミュニケーションに関する機能をチェックし、現在の状態や今後予測されることを把握します。

<例>

★「聞く」

⇒ テレビ音量などの生活環境や質問紙から聞こえの状態をチェックし、難聴の有無を確認します。

★「食べる」

⇒ 食事の様子や発音より摂食嚥下の状態をチェックします。

など

『プログラム立案』

【個人向け】

アセスメントをもとに、一人ひとりに応じた、助言や指導を行います。

<例> 飲み込みや発音の状態に応じて、食べ方の工夫や口唇・舌の自主トレーニングを提案します。

【団体向け】

集いの場や事業所で参加者が主体的にグループ活動できるプログラムを提案します。

<例> 参加者同士のやりとりが活発になるよう、グループで行う活動を提案します。

など

『講師・アドバイザー派遣』

【個人向け】

自宅などに訪問し、実際の状況や生活環境を確認しながら、コミュニケーションに関する助言・指導を行います。

<例> 失語症や構音障害により会話のやり取り(来客対応等)が困難となっている状況を実際に確認し、代償方法の提案や環境調整を行います。

など



【事業所スタッフ向け】

通所介護事業所などに訪問し、コミュニケーションや食べることに関する観察のポイントや支援方法などに関する助言や指導を行います。

＜例＞ 難聴のある利用者とのコミュニケーションの工夫などをスタッフに対して提案します。



【住民団体向け】

出前講座の開催や失語症者向け意思疎通支援者養成のお手伝いなど、住民集いの場をコミュニケーションの視点から支援します。

テーマ	内容
肺炎予防について (講話、測定、体験など)	飲み込みの仕組み誤嚥性肺炎について理解を深め、セルフチェックや予防のための運動などを紹介します。
失語症者向け 意思疎通支援者養成	失語症の人も安心して地域活動に参加できるように、専門の意思疎通支援者を養成します。

参考 <福岡県理学療法士会・福岡県作業療法協会・福岡県言語聴覚士会連絡協議会>

- ◆協議会は、理学療法、作業療法、言語聴覚療法をとおして県民の保健・医療・介護・福祉・教育に貢献することを目的として設立されました。
- ◆協議会は以下の目的を達成するため、以下の事業を行います。
 - (1) 地域包括ケアシステムの構築推進に関する事業
 - (2) 訪問リハビリテーションに関する事業
 - (3) 災害対策に関する事業
 - (4) その他、必要となる事業
- ◆協議会の会員は、福岡県理学療法士会会員、福岡県作業療法協会会員、福岡県言語聴覚士会会員です。

【連絡先】

- ・ 公益社団法人 福岡県理学療法士会
事務局:福岡県福岡市博多区博多駅東2-8-26 第3白水駅東ビル305号
TEL:092-433-3620 FAX:092-433-3621
- ・ 公益社団法人 福岡県作業療法協会
事務局:北九州市小倉北区熊本1丁目9-1 ONE OFF第2ビル101号
TEL:093-952-7587 FAX:093-953-6287
- ・ 一般社団法人 福岡県言語聴覚士会
事務局:福岡市博多区東比恵3-2-1 麻生リハビリテーション大学校
TEL:080-1776-5108

◆本事業は、福岡県内の市町村が実施する介護予防事業を支援するため、市町村に対するリハビリテーション専門職派遣の仕組みを構築するものです。

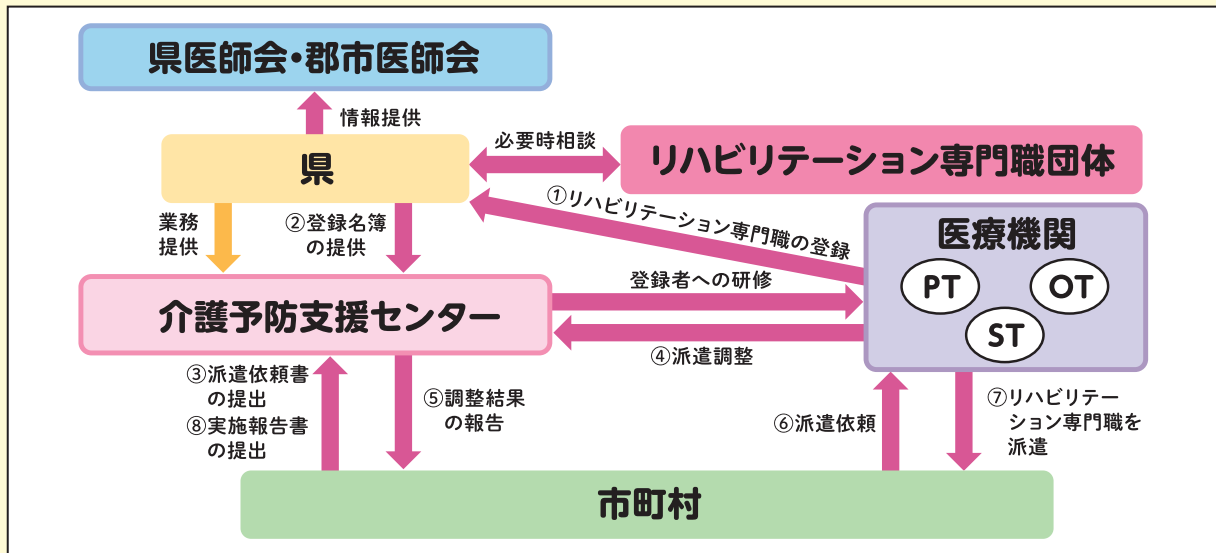
◆市町村の支援を行うには、必要な知識・技術の標準化を図る必要があるため、以下の要件を満たすリハビリテーション専門職を福岡県理学療法士会、福岡県作業療法協会、福岡県言語聴覚士会が推薦することにより登録されます。

<登録の要件>

- ・ 各々の士会が認定した「地域包括ケアシステム構築に資する人材育成のための各種研修会」を修了した会員
- ・ 福岡県理学療法士会では、上記の他、以下の要件を満たす会員
公益社団法人 日本理学療法士協会が設定している「介護予防推進リーダー」を取得している会員
- ・ 福岡県作業療法協会では、上記の他、以下の要件のうちいずれかを満たす会員
1 MTDLP(生活行為向上マネジメント)基礎研修修了者 2 介護支援専門員の資格所有者
3 認定作業療法士 4 当協会が推薦する会員
- ・ 派遣登録への意思確認ができた会員

◆派遣は、市町村からの派遣内容に基づき、県介護予防支援センターが派遣者の調整を行い、その後、各市町村がリハビリテーション専門職が勤務する医療機関に依頼することとなります。

《リハビリテーション専門職派遣の手順と流れ》



【派遣の手順】

- ①医療機関は、派遣可能な職員(リハビリテーション専門職)を県の名簿に登録する。
- ②県は介護予防支援センターに対して、リハビリテーション専門職の名簿を提供する。
- ③市町村は必要な書類を作成し、原則、実施する月の前月の1日までに介護予防支援センターに依頼。
- ④介護予防センターは、市町村の特性や依頼内容に応じた専門職を検討。
 - ・ 登録された専門職の中から適任者を選出。
 - ・ 派遣する専門職の所属先へ派遣を依頼。
 - ・ 医療機関からの回答を得る。
- ⑤介護予防支援センターから市町村に対し、派遣調整した結果を通知。
 - ・ 派遣可能な専門職の氏名、所属先等の情報を伝える。
- ⑥市町村から医療機関(専門職)へ正式に派遣を依頼する。
 - ・ 医療機関からの回答を得る。
- ※センターから市町村への結果通知後は、原則、市町村と医療機関間でやり取りを行うこととする。
- ⑦医療機関は専門職を市町村に派遣する。
- ⑧市町村は、実施後1ヶ月以内に介護予防支援センターに実績を報告する。

